

災害応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）において、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災県市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災県市が他の県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援県市)

第2条 大規模な災害が発生した場合においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置
 - (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第5条 激甚災害の際に通信途絶等により被災県市から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前3項の活動は、協定県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市が、被災県市への往復の途中において生じたものについては、応援県市が倍賞の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため、中部9県1市広域災害応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

2 昭和52年3月31日締結の協定は、平成7年11月13日限りで廃止する。

平成7年11月14日

富 山 県 知 事

石 川 県 知 事

福 井 県 知 事

長 野 県 知 事

岐 阜 県 知 事

静 岡 県 知 事

愛 知 県 知 事

三 重 県 知 事

滋 賀 県 知 事

名 古 屋 市 長

災害応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援縣市)

第2条 協定第2条第2項の規定に基づく主たる応援縣市は、被災縣市の被災地に最も交通至便な隣接縣市とする。ただし、広範囲な災害の場合は、別表1の区分による隣接縣市の間で速やかに協議した上、決定するものとする。

2 協定第2条第3項の規定に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、其他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災縣市及び災害応急活動実施機関との連絡調整
- (6) 被災者の受入施設(病院・福祉施設・仮設住宅等)の確保及び調整
- (7) 国及び他の広域圏との調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

3 前項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医療品の内容に変更があったときは、速やかに、協定縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表1の被災県市の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第8条 協定第5条規定の激甚災害とは、震度6以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条第1項規定の自主的な情報収集活動の内容は次のとおりとする。

(1) ヘリコプター等による被災状況の収集

(2) 職員派遣による情報収集

(3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市及び他の県市に速やかに伝達するものとする。

- 4 協定第5条第4項の規定に基づく応援手続きは、細則第4条から第7条の規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条第1項及び第3項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

- 2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、協定県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表 (別表2)
 - (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
 - (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能か所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容
- 2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所の応援に必要な情報
 - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
 - (3) 避難所の位置
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(連絡協議会の設置)

第11条 協定第9条の規定に基づく中部9県1市広域災害応援連絡協議会 (以下「協議会」という。) の運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

- 2 協議会の業務内容は次のとおりとする。
- (1) 協定の運用に関わる事項
 - (2) その他必要な事項
- 3 協議会の座長は、協議会開催県市の防災担当主管課室長が当たるものとし、協定第1条の県市の順に開催するものとする。
- 4 協議会は、毎年及び必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。

- 5 事務局は、座長の所属する県市におくものとし、毎年度、細則第10条に定める情報交換資料を作成し、配布するものとする。
- 6 協議会の運営に必要な経費は、次のとおりとする。
 - (1) 負担金は県市均等額で別に定めるものとし、事務局の請求に基づき納入するものとする。
 - (2) 決算は、翌年度の座長を担当する県市の主管課室長の監査を受け、協議会に報告するものとする。
 - (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 7 その他、協議会の運営に必要な事項は座長が主管課室長会議に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

富山県総務部長

石川県総務部長

福井県県民生活部長

長野県生活環境部長

岐阜県総務部長

静岡県総務部長

愛知県総務部長

三重県環境安全部長

滋賀県生活環境部長

名古屋市消防長

別表1

被災縣市と隣接縣市の一覧表

被災縣市	隣接縣市	輸 送 ル ー ト		
		高 速 道 路	主 要 幹 線 道 路	鉄 道
富 山 県	◎石川県 岐阜県 長野県	北陸 名神、北陸	国道8、156、160号 国道41、156号 (国道158号岐阜県経由、 18・148号新潟県経由)	J R J R (J R新潟経由)
石 川 県	◎富山県 福井県 岐阜県	北陸 北陸 (北陸、名神)	国道8、156、160号 国道8、157、305号 国道8-21号(156号富山県経由) 白山スーパー林道	J R J R J R J R
福 井 県	◎石川県 岐阜県 滋賀県	北陸 (北陸、名神) 北陸	国道8、157、305号 国道8-21、158号 国道8、161、303号	J R J R J R
長 野 県	静岡県 愛知県 ◎岐阜県 富山県	(東名、中央) (中央) 中央	国道51号(20号山梨県経由) 国道151、153号(19号岐阜県経由) 国道19、158号 (国道158号岐阜県経由、 18・148号新潟県経由)	J R (J R岐阜経由) J R (J R新潟経由)
岐 阜 県	◎愛知県 三重県 滋賀県 福井県 石川県 富山県 長野県	名神、中央 東名阪 名神 (名神、北陸) (名神、北陸) (名神、北陸) 中央	国道22、41、156号 国道258号 国道21、365号 国道21-8、158号 国道21-8号(156号富山県経由) 白山スーパー林道 国道41、156号 国道19、158号	J R、名鉄 J R、名鉄 J R J R J R J R J R
静 岡 県	◎愛知県 長野県	東名 (東名、中央)	国道1号 国道51号(20号山梨県経由)	J R J R
愛 知 県 名古屋市	静岡県 長野県 ◎岐阜県 三重県	東名 (中央) 名神、中央 東名神	国道1号 国道151、153号(19号岐阜県経由) 国道22、41、156号 国道1、23号	J R (J R岐阜経由) J R、名鉄 J R、名鉄
三 重 県	◎愛知県 岐阜県 滋賀県	東名阪 東名阪 (東名阪、名神)	国道1、23号 国道258、365号 国道1号	J R、近鉄 J R、近鉄 J R
滋 賀 県	福井県 岐阜県 ◎三重県	北陸 名神 (東名阪、名神)	国道8、161、303号 国道21、365号 国道1号	J R J R J R

細目第2条第1号ただし書きの協議については、上記◎の県が調整する。ただし、◎の県も被災した際は隣接県の他の県で調整する。

なお、調整した結果、主たる応援県が複数となってもこれを妨げるものではない。
〔別表2省略〕